

お知らせ

都市計画法第六十二条第一項の規定により、令和六年十二月二十日付で市川都市計画道路事業一・三・三号北千葉道路一号线、市川都市計画道路事業三・一・四号稲越国府台線、市川都市計画道路事業三・一・五号大町線、松戸都市計画道路事業一・三・二号北千葉道路一号线、松戸都市計画道路事業三・一・三号高塚新田線及び市川都市計画道路事業一・二・二号高速外かく環状線について、事業承認及び認可の告示並びに手続保留の告示がなされたので、土地所有者及び関係人の皆様に、都市計画法六十六条及び同法第七十条の規定に基づいて適用される土地収用法第二十八条の二の規定により、次の事項についてお知らせします。

一 都市計画事業の種類及び名称

- 市川都市計画道路事業一・三・三号北千葉道路一号线
- 市川都市計画道路事業三・一・四号稲越国府台線
- 市川都市計画道路事業三・一・五号大町線
- 松戸都市計画道路事業一・三・二号北千葉道路一号线
- 松戸都市計画道路事業三・一・三号高塚新田線
- 市川都市計画道路事業一・二・二号高速外かく環状線

- 二 施行者の名称
国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社

- 三 事務所の所在地
国土交通省関東地方整備局首都国道事務所 千葉県松戸市竹ヶ花八六
東日本高速道路株式会社関東支社千葉工事事務所 千葉県千葉市美浜区若葉二丁目九番三号

- 四 事業地（起業地）の所在

- ア 収用の部分
千葉県市川市大町並びに稲越一丁目、二丁目及び三丁目並びに堀之内一丁目及び五丁目地内
千葉県松戸市紙敷字栗芝台 字名木、字重兵衛山、字花輪、字外花輪、字新堀込及び字入谷津台並びに高塚新田字内野、字野見塚、字高札場、字背上及び字八幡腰並びに秋山字南谷津、字天照大神、字南及び字新田地内
- イ 使用の部分
千葉県市川市稲越三丁目及び堀之内一丁目地内
千葉県松戸市紙敷字名木及び字重兵衛山並びに秋山字新田地内

※下記図面において、黒色の斜線をもって表示している部分は、収用又は使用の手続を保留している土地であって、手続開始の告示があるまでは、後記のような事業の承認及び認可の告示の効果は発生しません。（ただし、手続を保留している土地であっても、土地の形質を変更する場合については事業の承認及び認可の告示の効果が発生します。）

- 五 建築等の制限について
令和六年十二月二十日以後は事業地内の土地建物等において、土地の形質の変更、建築物や工作物の建設、移動の容易でない物件の設置や堆積を行おうとする場合は、市川市長または松戸市長の許可が必要となります。

- 六 土地建物の売買の制限
施行者公告の翌日から十日を経過した以後に土地建物等を有償で譲渡する場合には、事前に買い主や予定金額等を施行者に届け出てください。
また、その届け出後三十日以内には売買が行えない等都市計画法上の制限がありますので留意してください。

- 七 土地の買取請求について
土地の買取請求にしている区間の土地所有者の方は、都市計画法の規定により、施行者に対し、当該土地を時価で買い取るよう請求することができます。

- 八 土地所有者及び関係人が受けることができる補償について

土地所有者又は関係人（土地に関する所有権以外の権利を持っている方及び土地にある物件に関して権利を持っている方）が受けることができる補償については、土地所有者は土地に対する補償金を、土地に関する所有権以外の権利を持っている関係人はこの権利に対する補償金を、建物等の所有者及び借家人等である関係人は移転に必要な補償金をそれぞれ受けることができます。

- 九 関係人の範囲の制限について
事業承認及び認可の告示があった日以後に、新しい権利を取得した方は、既存の権利を承継した方を除き、関係人には含まれないこととなります。詳細については、左記連絡先へおたずねください。

- 十 土地価格の固定については、事業承認及び認可の告示があった日をもって固定されることとなります。

- 十一 土地の形質変更及び損失補償の制限について
事業承認及び認可の告示があった日以後に、起業地の形質を変更し、工作物を新築し又は増改築をするときは、あらかじめ千葉県知事の許可を得なければ、これに関する損失の補償は受けられません。

- 十二 裁判申請の請求について
裁判申請は、起業者が行いますが、土地所有者又は土地に関して権利を持っている関係人は、自分が権利を持っている土地について、裁判の申請を早く行うよう起業者に対して請求をすることができます。

- 十三 補償金の支払請求について
土地所有者又は土地に関して権利を持っている関係人は、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払を起業者に対して請求することができます。この補償金の支払請求は、裁判申請の請求と併せてしなればなりません。
ただし、既に起業者が裁判申請をし、又は他の土地所有者もしくは関係人が裁判申請の請求をしているときは、この限りではありません。

- 十四 明渡裁判の申立てについて
明渡裁判の申立ては、土地所有者又は関係人が早期に移転を希望されるときなどは、直接千葉県収用委員会あてに、申立てをすることができます。

なお、この事業に関する関係図面は、市川市道路交通部建設課及び松戸市建設部用地課で閲覧ができます。その他ご不明な点や詳細については、左記連絡先にパンフレット等を用意していますのでおたずねください。

- 事業計画に関すること
国土交通省 関東地方整備局 首都国道事務所 計画課 電話 〇四七（三六二）五一三六
東日本高速道路株式会社 関東支社 千葉工事事務所 工務課（※） 電話 〇四三（三五〇）三三二一（代表）
 - 用地補償に関すること
国土交通省 関東地方整備局 首都国道事務所 用地課 電話 〇四七（三六二）四一一三
東日本高速道路株式会社 関東支社 千葉工事事務所 用地第一課（※） 電話 〇四三（三五〇）三三二一（代表）
- ※市川都市計画道路事業一・二・二号高速外かく環状線に関する問合せ先

